

質問に応えて

暖房料の必要性と法的根拠

〔質問〕地域によっては暖房協力費として患者に負担を求めている医療機関があるが、この問題をどう考えるか。

〔回答〕昭和三十九年十二月二十六日、保文発六五九号によれば、「それが寄付又は協力料の名目であっても、(中略)所定の診療報酬に付加して、これを請求し受領する等の事実があれば明らかに法律違反となり、それが継続して行われる場合には関係法令に照し、厳正に措置せざるを得ない」となっている。この点について一月二十六日、寒冷地中央行動において厚生

省医療課担当技官に確かめたところ「好ましくない。医療

一一〇番にも問合せが寄せら

れており、指導の対象として

考へている」と回答している。

ただし、医療法施行規則で医療機関に暖房設備を義務付けて、その経費はいっさい医療機関に押しつけている不合

理についてはほかばかりであ

る。その対応策として、患者に一部負担を求めることが根本的な解決にならない。

同保文発六五九号にはさら

に救済措置として次の条が

ある。

「なお、この種行為の意図

(1月25日、東京・三井生命本社)

「守勢から攻勢へ」と力強く挨拶する中野会長

(1月25日、東京・三井生命本社)

——暖房料要求実現の道——

支えない。」

私達保険医協会はこの条文

を法的根拠として、療養担当

手当の適用拡大をすすめてお

り、近く石川協会では県議会

請願を行い、暖房料運動を一

段高い段階に押し上げよう

してい。

総会参加のひとつとぞ

副会長 平 松 昌 司

ホテルで中野保団連会長とお会いしましたので、私は卒

直に「現在保険医は首に縄をかけられた猿のようなもので、

政府は自由自在に縄を伸した

り縮めたりしてお、われわ

れは抵抗しなければ一層みじ

めな立場に追い込まれてゆく

であろうし、私達の運動は仕事の片手間にやっているのに

対し、厚生省ではそれでもし

を食っているプロが色々のニ

ーチスも集中し決定権も持つ

ておる。

頭脳で考えられる色々のこ

とは案として幾通りも作製できました。現にしてあるかもしれない。医者をいじめようと思えばいくらでもできるが、生かさず殺さずの状況においては。

これに対し保団連ではコッ

普の中のあらしのように騒いでいますが、永久にやむこと

はないでしょう。時にはむな

病気を治して患者から喜ばれることを楽しみとしている

医者が一番多いのに、現状ではその喜びを満足させ得る情

況にあるのだろうか。総会は組織の拡大とともに毎回出席

者がふえて会場一杯となり熱

きを感じます」と意見をの

いました。厚生省がいかに権力を握っておる。今回出席者は三〇四名でした。

寒冷地交流集会に 厚生省、国保中央会等に申し入れ

寒冷地第2次中央要請行動

越から九協会の代表が参加して、地元選出国会議員への要請とあわせて、厚生省医療課担当官との折衝、国保中央会、健保連に対する協力の要請を行った。

厚生省への申入れには、萩原青森協会会長、浜田宮城協会理事および事務局が参加し「寒冷地療養担当手当の意義について、医療課長の話に疑義を感じており納得できない。この手当は、一般的の暖房の問題とは異り、『寒冷地とい

う地域の特別な状況の下で』医療を確保するために認められているものである」ことを強調し、公務員に支給している地域に適用するよう主張している。更に、『適用拡大』については昭和三十九年の保険

請は、寒冷地問題では初めてであったが、国保中央会では松本事務局長、及び事業部長が、健保連では極上総務部長がそれ代表の要請に熱心に耳を傾け趣旨については理解できる、とのべ、代表は

寒冷地交流集会に 厚生省、国保中央会等に申し入れ

東北、北信越、それに北海道の代表討論が活発になされたが、少々時間足らずの感があった。(参考は二十八名)

主に印象に残った発言を紹介すれば、現在、北海道に支給されている療養担当手当は現行診療報酬における療養

担当手当の設定を求めるこ

とにあるとするならば、その要否を検討する話し合いの場を設けることについて、県が関係者の斡旋を行うことも一方法である。その結果、必要あるときは正規の手続きをもつて当局へ具申することも差し

であり、『北海道並み』の要求ではあまりに低過ぎるのでかえつて自分達の首をしめる結果にならないか。

今年のよくな雪地域の除雪問題もあるため、積雪量も加味すること。(2)現在、寒冷地のほとんどの協会が県議会や

のほんどの協会が県議会や

料運動にはあまり協力的でな

い。

さらに今後暖房料運動をす

めているが、県議会で請願が採

択されたのは岩手、山形両県

のみで、他は未だ県議会(特

設定では不合理であり、

時間開かれた。

東北、北信越、それに北海

道の代表討論が活発になされ

たが、少々時間足らずの感が

あった。(参考は二十八名)

主に印象に残った発言を紹介すれば、現在、北海道に支

給されている療養担当手当は現行診療報酬における療養

担当手当の設定を求めるこ

とにあるとするならば、その要

否を検討する話し合いの場を

設けることについて、県が関

係者の斡旋を行うことも一方

法である。その結果、必要あ

るときは正規の手続きをもつ

て当局へ具申することも差し

り、近く石川協会では県議会

請願を行い、暖房料運動を一

段高い段階に押し上げようと

している。

今年のよくな雪地域の除雪問題もあるため、積雪量も加味すること。(2)現在、寒冷地のほとんどの協会が県議会や

のほんどの協会が県議会や

料運動にはあまり協力的でな

い。

さらに今後暖房料運動をす

めているが、県議会で請願が採

択されたのは岩手、山形両県

のみで、他は未だ県議会(特

設定では不合理であり、

時間開かれた。

東北、北信越、それに北海

道の代表討論が活発になされ

たが、少々時間足らずの感が

あった。(参考は二十八名)

主に印象に残った発言を紹介すれば、現在、北海道に支

給されている療養担当手当は現行診療報酬における療養

担当手当の設定を求めるこ

とにあるとするならば、その要

否を検討する話し合いの場を

設けることについて、県が関

係者の斡旋を行うことも一方

法である。その結果、必要あ

るときは正規の手続きをもつ

て当局へ具申することも差し

り、近く石川協会では県議会

請願を行い、暖房料運動を一

段高い段階に押し上げようと

している。

今年のよくな雪地域の除雪問題もあるため、積雪量も加味すること。(2)現在、寒冷地のほとんどの協会が県議会や

のほんどの協会が県議会や

料運動にはあまり協力的でな

い。

さらに今後暖房料運動をす

めているが、県議会で請願が採

択されたのは岩手、山形両県

のみで、他は未だ県議会(特

設定では不合理であり、

時間開かれた。

東北、北信越、それに北海

道の代表討論が活発になされ

たが、少々時間足らずの感が

あった。(参考は二十八名)

主に印象に残った発言を紹介すれば、現在、北海道に支

給されている療養担当手当は現行診療報酬における療養

担当手当の設定を求めるこ

とにあるとするならば、その要

否を検討する話し合いの場を

設けることについて、県が関

係者の斡旋を行うことも一方

法である。その結果、必要あ

るときは正規の手続きをもつ

て当局へ具申することも差し

り、近く石川協会では県議会

請願を行い、暖房料運動を一

段高い段階に押し上げようと

している。

今年のよくな雪地域の除雪問題もあるため、積雪量も加味すること。(2)現在、寒冷地のほとんどの協会が県議会や

のほんどの協会が県議会や

料運動にはあまり協力的でな

い。

さらに今後暖房料運動をす

めているが、県議会で請願が採

択されたのは岩手、山形両県

のみで、他は未だ県議会(特

設定では不合理であり、

時間開かれた。

東北、北信越、それに北海

道の代表討論が活発になされ

たが、少々時間足らずの感が

あった。(参考は二十八名)

主に印象に残った発言を紹介すれば、現在、北海道に支

給されている療養担当手当は現行診療報酬における療養

担当手当の設定を求めるこ

とにあるとするならば、その要

否を検討する話し合いの場を

設けることについて、県が関

係者の斡旋を行うことも一方

法である。その結果、必要あ

るときは正規の手続きをもつ

て当局へ具申することも差し

り、近く石川協会では県議会

請願を行い、暖房料運動を一

段高い段階に押し上げようと

している。

今年のよくな雪地域の除雪問題もあるため、積雪量も加味すること。(2)現在、寒冷地のほとんどの協会が県議会や

のほんどの協会が県議会や

料運動にはあまり協力的でな

い。

さらに今後暖房料運動をす

めているが、県議会で請願が採

択されたのは岩手、山形両県

のみで、他は未だ県議会(特

設定では不合理であり、

時間開かれた。

東北、北信越、それに北海

診療報酬明細書 昭和 年		月分コード	
		保険者番号	
		被保険者名 被保険者番号・被保険者手帳の記号・番号	
氏名	(男) 女 明 大 C 頃	年	月
傷病名	(1) 上気道炎 (2) (3)		
診察料	診療開始日	(1) (2) (3)	診療実日数
投薬料		年 年 年	日 日 日
注射料		年	月
検査料		年	月
その他		年	月
合計	124	124	124
	決 定		

〔第35例〕

レセプト
かんふあらはす

實に九割近くにもなるといわれている。

これらの疾患の多くは、ごく軽症で経過するものから、中には重篤な疾患もあり、慎重に診断されなければならない。

病原的には、大部分がウイルスによるもので、その他、マイコプラズマ、さらには各種細菌も病原となりうる。しかし、病原の探索は多忙な開業医にとっては大変困難な技術で、しかも、呼吸器系にはウイルスに対する化學療法はほとんど無効であるといつてよい。したがって、かぜ症候群の治療は対症療法が主となっている。

かぜの症状は、鼻閉・鼻汁

・咽頭痛、咳などの呼吸器症状に加え、全身症状として発熱、全身倦怠、関節痛、あるいは下痢・嘔吐、食欲不振などの消化器症状をも併存する。

特に、乳幼児の場合、下痢・嘔吐を伴うことが多く、また、

ある種のウイルス感染では、発疹がみられるなど、病状は多彩になってくる。本例はレセプト上、投薬内容からみると、比較的単純なかぜ症状を呈した症例であることがうかがわれる。発熱に対して、アスピリン、ピラゾロン系、最近では多くの非ピリニン系消炎鎮痛剤が使用されているが、いずれも過敏反応に注意すべきである。鼻汁分泌抑制に、ロートエキスなど抗コリントン剤が使われることがあり、抗ヒスタミン剤も有効であろう。

ただ、抗ヒスタミン剤には略

痰の粘稠度を高める作用があることを考慮すべきである。

鎮咳剤としては、コデインが最も強力であるが、中枢性鎮咳剤には呼吸抑制作用があるため、小児や閉塞性肺疾患を合併する症例にはなるべく使

用しない方が無難である。

かぜ症候群に対する抗生素

質の効果については、かぜの病原の大部がウイルスであることから、直接的には無効である。しかし、細菌の二次感染の予防や、二次感染を起した細菌を攻撃する目的で、抗生素が使用される。

乳幼児、高令者、あるいは他

のよう、保険者別請求書を

一方、国保の方は依然として

コンピューターの導入によ

り支払基金分については以前

記入しながらまとめています。

先生方で何かよい方法があ

ればお教え下さい。

国保総括の小生の方法は、

まず請求書を書いてから、そ

れを切りはなし、必要な項目

別にその都度集めて総括表に

記入しながらまとめてい

ます。

の疾患を合併し、ステロイド、免疫抑制剤の投与を受けている場合などは、生体の防御機構が減弱しているので、病初から広域スペクトルを有する抗生素を投与すべきである。

〔追記〕 レセプトかんふあらはすに対する御意見をどうぞお寄せ下さい。

また、返戻レセプトがありましたが、もし症状の改善がない場合は、やはり悪化の傾向がある。

〔追記〕 レセプトかんふあらはすがあるものと考へ、細菌学的

検査・感染性検査、X線、血清学的検査(CRP、ASL等)を行い、また、他疾患との鑑別も充分考慮されねばならない。

〔追記〕 レセプトかんふあらはすに対する御意見をどうぞお寄せ下さい。

また、返戻レセプトがありましたが、もし症状の改善がない場合は、やはり悪化の傾向がある。

〔追記〕 レセプトかんふあらはすに対する御意見をどうぞお寄せ下さい。

